

認定個人情報保護団体の業務範囲の変更認定について

令和 4 年 10 月 24 日に特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構から個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 50 条第 1 項に規定する、認定個人情報保護団体の業務範囲の変更認定に係る申請がなされた。

特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構は、現在、業務の範囲を限定しない認定個人情報保護団体であるところ、本認定に係る申請において、下記 2 のとおり、その業務の範囲を限定しようとするものである。

同申請について、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）（別紙）認定個人情報保護団体の認定等の手続き（令和 3 年 8 月制定）に基づき審査した結果（別添 1 及び 2）、法第 50 条第 2 項が準用する法第 49 条各号のいずれにも適合すると認められるため、下記のとおり認定のうえ、公示することとしたい。

記

1 申請団体の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

(2) 所在地

東京都千代田区神田駿河台 1-2 書店会館 4 階

(3) 代表者

理事長 竹花 豊

(4) 団体の目的

広く一般市民を対象として、万引犯罪の防止に関する調査研究、教育研修事業等を行うことによって、正しい消費者を保護し、健全な買物環境を確保するとともに、青少年の万引犯罪への関与を防止し、その健全な育成に寄与することを目的とする。

(5) 会員数（令和 4 年 10 月 24 日現在）

156 団体・個人

団体会員：95 社

賛助会員：6 社

個人会員：55 名

(6) 対象事業者（申請時点で同意している者）：1 社

- 2 申請に係る認定後の業務の範囲
防犯カメラを用いた警備業務及び防犯システムの提供業務
- 3 認定通知文書（別添 3）
申請団体に対し、法第 50 条第 1 項の規定に基づき業務範囲の変更を認定する旨を通知する。

以上

認定個人情報保護団体の申請書及び添付書類一覧

特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構

提出しなければならない書類	提出された書類
<p>○政令第 14 条第 1 項 次に掲げる事項を記載した申請書</p> <p>(1) 名称及び住所並びに代表者又は管理者の氏名</p> <p>(2) 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地</p> <p>(3) 認定の申請に係る業務の概要（対象事業者が取り扱う情報が個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報のいずれかであるかの別を含む。）</p> <p>(4) 法第 47 条第 2 項の規定により業務の範囲を限定する認定を受けようとする者にあつては、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定個人情報保護団体認定申請書
<p>○政令第 14 条第 2 項第 1 号 定款、寄附行為その他の基本約款</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構定款
<p>○政令第 14 条第 2 項第 2 号 認定を受けようとする者が法第 48 条各号の規定に該当しないことを誓約する書面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定を受けようとする者が個人情報の保護に関する法律第 48 条各号の規定に該当しないことを誓約する書面（別紙 1）
<p>○政令第 14 条第 2 項第 3 号 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構概要 ・ 認定個人情報保護団体 認定業務実施規程
<p>○政令第 14 条第 2 項第 4 号 認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定個人情報保護団体 認定業務実施規程、役員及び従業者の氏名、役職、担当業務及び職務経歴等並びに協会の概要を記載した書類
<p>○政令第 14 条第 2 項第 5 号 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 3 年度 貸借対照表
<p>○政令第 14 条第 2 項第 6 号 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類

提出しなければならない書類	提出された書類
<p>○政令第 14 条第 2 項第 7 号 対象事業者の氏名又は名称を記載した書類及び認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業者の名称及び当該対象事業者が認定を受けようとするものの認定の申請に係る業務の対象となることについて同意したものであることを証する書類
<p>○政令第 14 条第 2 項第 8 号 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 4 年度通常総会議案書 ・ 万防時報 No. 31
<p>○政令第 14 条第 2 項第 9 号 その他参考となる事項を記載した書類</p>	

認定個人情報保護団体の認定の審査結果

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

認定の基準		事由	
一 法第49条第1号関係			
イ 認定業務を行う組織及びその運営について明確かつ合理的に定められており、次のいずれにも適合するものであること。			
(1) 認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用しないことについて適切かつ明確に定められていること。		適合	認定個人情報保護団体 認定業務実施規程第8条(責務)において規定されている。
(2) 認定業務の実施状況について、少なくとも、年1回、個人情報保護委員会に報告することとしていること。		適合	認定個人情報保護団体 認定業務実施規程第21条(個人情報保護委員会への報告)において規定されている。
ロ 業務の実施の方法が、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインその他個人情報の保護に関する法律に係る告示等に準拠していること	適合	認定個人情報保護団体 個人情報保護指針 防犯目的でカメラ画像等を利用するための指針 第1章第1条本指針の目的において規定されている。	
ハ 苦情の処理に係る業務について、次のいずれにも適合するものであること。			
(1) 当事者の一方に偏することなく公平に業務が実施される体制が確保されていること。	適合	認定個人情報保護団体 認定業務実施規程第8条(責務)および第12条(苦情処理の促進)において規定されている。	
(2) 対象事業者が確実に苦情の処理に応じることが確保されていること。	適合	認定個人情報保護団体運営規定第12条(苦情解決の促進)において規定されている。	
(3) 苦情の処理について公正な第三者の意見を踏まえることができる体制が整備されていること。	適合	認定個人情報保護団体 認定業務実施規程第12条(苦情解決の促進)および苦情処理規則において規定されている。	

認定の基準		事由
<p>ニ 対象事業者に対する情報の提供の方法について、次のいずれにも適合するものであること。</p>		
<p>(1) 情報の提供の目的が、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要なものであること。</p>	適合	認定個人情報保護団体 認定業務実施規程第 11 条（対象事業者に対する情報の提供及び研修）において規定されている。
<p>(2) 情報の提供の目的を達成するために必要な実施内容、実施の体制及び実施の計画が整備されていること。</p>	適合	認定個人情報保護団体 認定業務実施規程第 6 条（実施体制）および第 11 条（対象事業者に対する情報の提供及び研修）において規定されている。
<p>ホ 法第 47 条第 1 項第 3 号に規定する業務について、次のいずれにも適合するものであること。</p>		
<p>(1) 個人情報保護指針を届け出ることを予定している場合にあつては、対象事業者に対して個人情報保護指針を遵守させるための指導、勧告その他の措置を行う体制が整備されていること。</p>	適合	認定個人情報保護団体 認定業務実施規程第 13 条（対象事業者への指導、勧告等）において規定されている。
<p>(2) 対象事業者における個人データの漏えい等事案が発生した場合の対応を行う場合には、当該対応が適正かつ明確に定められていること。</p>	適合	認定個人情報保護団体 認定業務実施規程第 4 条（認定業務の内容）および第 14 条（事故等への対応）において規定されている。
<p>(3) その他必要な業務の目的が、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要なものであること。</p>	適合	認定個人情報保護団体 認定業務実施規程第 4 条（認定業務の内容）において規定されている。
<p>(4) その他必要な業務の目的を達成するために必要な実施内容、実施の体制及び実施の計画が整備されていること</p>	適合	認定個人情報保護団体 認定業務実施規程第 6 条（実施体制）において規定されている。
<p>(5) 法第 47 条第 2 項によって、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定する認定にあつては、その認定に係る業務の範囲が明示されていること</p>	適合	認定個人情報保護団体 認定業務実施規程第 5 条（業務の範囲）において規定されている。

認定の基準		事由
二 法第 49 条第 2 号関係		
イ 認定業務を適正かつ確実にを行うための組織が存在すること。	適合	認定個人情報保護団体 認定業務実施規程第 6 条（実施体制）および第 7 条（個人情報安全利用推進委員会）において規定されている。
ロ 認定業務を適正かつ確実に行うために必要かつ適切な人員等を整備していること。	適合	特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構の役員及び従業者の氏名、役職、担当業務及び職務経歴等並びに協会の概要を記載した書類において認められる。
ハ 認定業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であること。	適合	【万防機構】令和 4～6 年度予算計画において、認定事業を実施する今後 3 年程度における収支の見込みが堅実に見積もられたものと認められることから、認定業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であると認められる。
ニ 債務超過の状態にないこと。	適合	令和 3 年度貸借対照表および会計財産目録によれば、債務超過の状態にない。
三 法第 49 条第 3 号関係		
認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合には、当該業務を行うことによって認定の申請に係る業務が不公正になるおそれがないこと。	適合	認定申請に係る業務以外にも、渋谷書店万引対策共同プロジェクトや足立区間引き防止対策ほかプロジェクトへの参画などを通じて消費者保護および健全な買物環境の確保に向けた活動をしているが、それらによって、認定の申請に係る業務が不公正になるおそれはない。

別添3

個情第 号
令和4年 月 日

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構
理事長 竹花 豊 殿

個人情報保護委員会
委員長 丹野 美絵子

認定個人情報保護団体の業務範囲の変更に係る認定について

令和4年●月●日付で申請があった上記の件については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第50条第1項の規定に基づき、●月●日付で認定する。